

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

周南市消防団員等公務災害補償条例（平成15年周南市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号から第5号」を「第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）」を、第3号から第6号に改め、「掲げる者がいない場合にあっては」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市消防団員等公務災害補償条例（次項及び第3項において「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた周南市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の周南市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

(参 考)

周南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあっては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断<u>によって</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断<u>によって</u>疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあっては</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断<u>により</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断<u>により</u>疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内におい

現行	改正案
内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断<u>によって</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断<u>によって</u>疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に<u>掲げる者が</u>ない場合にあつては、そのうち1人については<u>367円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1） （略） （2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u>	てこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断<u>により</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断<u>により</u>疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が</u>ない場合には、そのうち1人については333円）を、<u>第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に<u>該当する者及び第2号に該当する扶養親族が</u>ない場合には、そのうち1人については<u>300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1） （略） （2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 （3） <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>

現 行	改 正 案
<u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	<u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下<u>この項において</u>「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。